c　機械
次の資格、経験及び実績のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。
(a)　資格
(ｱ)①ｃ(a)に同じ
(b)　経験
(ｱ)①ａ(b)に同じ
(c)　実績
(ｱ)①ａ(c)に同じ
d　土木
次の資格、経験及び実績のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。
(a)　資格
(ｱ)①ｄ(a)に同じ
(b)　経験
(ｱ)①ａ(b)に同じ
(c)　実績
(ｱ)①ａ(c)に同じ
e　環境
次の資格、経験及び実績のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。
(a)　資格
ⅰ　技術士（総合技術監理部門：環境部門関連科目)、(環境部門)、(衛生工学部門）又は（建設部門：建設環境科目))
ⅱ　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（建設環境部門に限る）
ⅲ　技術士補（環境部門）
ⅳ　LEED AP（Building Design and Construction）
(b)　経験
(ｱ)①ａ(b)に同じ
(c)　実績
(ｱ)①ａ(c)に同じ

(ｴ)　配置予定担当技術者（建築、電気、機械、土木、環境）
配置予定担当技術者は次の資格を満たす者とする。
①　資格
a　建築
次の資格、経験及び実績の項目のうちいずれかを有すること。
(a)　資格
ⅰ　(ｱ)①ａ(a)ⅰに同じ
ⅱ　建築士法第２条第３項に規定する二級建築士
ⅲ　(ｱ)①ａ(a)ⅱに同じ
ⅳ　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は建設部門）又は技術士補（建設部門）
ⅴ　一級建築施工管理技士又は二級建築施工管理技士
ⅵ　(ｱ)①ａ(a)ⅴに同じ
(b)　経験
ⅰ　大学卒業後５年以上、短大・高専卒業後８年以上、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。また、発注者として技術的な業務を行った経験年数を認めるものとする。
ⅱ　(ｱ)①ａ(b)ⅱに同じ。
(c)　実績
(ｱ)①ａ(c)に同じ
b　電気
次の資格、経験及び実績の項目のうちいずれかを有すること。
(a)　資格
ⅰ　(ｱ)①ａ(a)ⅰに同じ
ⅱ　(ｴ)①ａ(a)ⅱに同じ
ⅲ　(ｱ)①ａ(a)ⅱに同じ
ⅳ　技術士（総合技術監理部門：電気電子部門関連科目又は電気電子部門）又は技術士補（電気電子部門）
ⅴ　一級電気工事施工管理技士又は二級電気工事施工管理技士
ⅵ　(ｱ)①ｂ(a)ⅴに同じ
(b)　経験
(ｴ)①ａ(b)に同じ
(c)　実績
(ｱ)①ａ(c)に同じ
c　機械
次の資格、経験及び実績の項目のうちいずれかを有すること。
(a)　資格
ⅰ　(ｱ)①ａ(a)ⅰに同じ
ⅱ　(ｴ)①ａ(a)ⅱに同じ
ⅲ　(ｱ)①ａ(a)ⅱに同じ
ⅳ　一級管工事施工管理技士又は二級管工事施工管理技士
ⅴ　技術士（総合技術監理部門：機械部門関連科目又は機械部門）又は技術士補（機械部門）
(b)　経験
(ｴ)①ａ(b)に同じ
(c)　実績
(ｱ)①ａ(c)に同じ
d　土木
次の資格、経験及び実績の項目のうち、いずれかを有すること。
(a)　資格
ⅰ　技術士((総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門))、技術士補（建設部門）
ⅱ　一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
ⅲ　土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会１級技術者又は土木学会２級技術者
ⅳ　(ｱ)①ｄ(a)ⅳに同じ
ⅴ　(ｱ)①ｄ(a)ⅴに同じ
ⅵ　(ｱ)①ｄ(a)ⅵに同じ
(b)　経験
(ｴ)①ａ(b)に同じ
(c)　実績
(ｱ)①ａ(c)に同じ
e　環境
次の資格、経験又は、実績の項目のうちいずれかを有すること。
(a)　資格
(ｳ)①ａ(a)に同じ
(b)　経験
(ｳ)①ａ(b)に同じ
(c)　実績
(ｳ)①ａ(c)に同じ

(ｵ)　配置予定技術員（建築、電気、機械、土木、環境）
配置予定技術員については、２年以上の実務経験を有する者とする。

ク　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

⑵　共同体　⑴に掲げる条件を満たしている者により構成されている共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年12月19日付支出負担行為担当官防衛省大臣官房会計課会計管理官）に示すところにより防衛省競争参加資格において平成31年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係る工事モニタリング補助業務に係る共同体としての競争参加の資格（以下「共同体としての資格」という。）の通知を受けている者であること。

3　総合評価に関する事項
⑴　評価項目　本業務の評価項目は、次のアからオと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとし、詳細は入札説明書による。
ア　企業の実績及び能力（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。）
イ　配置予定管理技術者の経験及び能力
ウ　配置予定配置予定総括技術者・主任技術者・担当技術者の経験及び能力の経験及び能力
エ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
オ　評価テーマに対する技術提案
⑵　総合評価の方法
ア　評価値の算出方法　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。
イ　価格評価点の算出方法　価格評価点の満点は20点とし、算出方法は以下のとおりとする。
価格評価点＝20点×（１－入札価格／予定価格）